

相模原市介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35に規定する介護サービス情報の公表制度(以下「情報公表制度」という。)の実施について、「『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針策定のガイドライン」(平成24年3月13日老振発0313第1号厚生労働省老健局振興課長通知)に基づき、本市における情報公表制度に係る訪問調査(以下「調査」という。)が適切に実施され、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」の実現を図ることを目的とする。

2 対象事業所及び項目

(1) 訪問調査を実施すべきもの

ア 新規指定(許可)を受けた事業所にあつては、指定(許可)を受けた年度から3年間のうち2年は、基本情報及び運営情報について調査する。

ただし、指定(許可)を受けた当該年度にあつては、基本情報についてのみ調査する。

イ 指定(許可)の更新を受けた事業所にあつては、原則として、指定(許可)の更新を受けた後の指定の有効期間の開始日から満了日までの間の6年間のうち2年は、基本情報及び運営情報について調査する。

ウ 基本情報に係る報告が、相模原市が管理する介護保険指定機関等管理システムのデータと齟齬がある事業所にあつては、翌年度において、基本情報及び運営情報について調査する。

エ ア～ウに該当せず、調査対象とならない事業所にあつて、自ら調査を希望する場合は、事業者の希望に応じ、基本情報又は運営情報若しくはその双方について調査する。

オ 次に該当する事業所にあつては、ア～ウの規定にかかわらず、別に定めるところにより調査を実施する。

(ア)当該年度に調査が終了していない事業所

(イ)この指針の施行の日前において、調査が終了していない事業所

(2) 訪問調査を行わないもの

第三者性がある評価機関により、次のア～オに規定する評価を受けた事業所にあつては、当該事業所の申出により、原則として、評価を受けた翌年度の情報公表制度に係る訪問調査を実施しない。

なお、申出の方法等については、別に定める。

ただし、新規指定(許可)を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場合にあつては、訪問調査を実施する。

ア 福祉サービス第三者評価

イ 地域密着型サービス外部評価(実施回数緩和適用の事業所を含む。)

ウ 介護サービス評価

エ 特定施設外部評価

オ その他公正、客観性があると市が認めた評価

(3) その他

報告内容に虚偽が疑われる場合や、公表内容について、利用者等からの通報により疑義が生じた場合には、必要項目についての調査を実施する。

3 調査対象事業所の公表

訪問調査を実施する事業所は、毎年、市長が策定する調査計画に位置付け、計画通知書により事業者へ通知するとともに、指定情報公表センターのホームページで公表する。

4 調査員の資格

訪問調査を実施する調査員は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の7第1項の規定により同項に規定する調査員養成研修の課程を修了し、本市の調査員名簿に掲載された者とする。

ただし、令和元年度神奈川県介護サービス情報公表制度調査員養成研修修了者については、上記によらず、当該修了者の同意をもって調査員名簿に掲載した上で、訪問調査を実施できるものとする。

5 その他

本指針に定めのない事項にあつては、福祉基盤課長がその都度定める。

附 則

この指針は、平成30年8月24日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年8月1日から施行する。